

「磯子区寄り添い型生活支援事業業務委託」契約結果

「磯子区寄り添い型生活支援事業」に係る委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 磯子区寄り添い型生活支援事業業務委託
- 2 委託内容 養育環境に課題がある世帯の子どもと保護者を対象に、生活指導による日常生活習慣の改善などの支援
- 3 契約の相手方 株式会社キズキ
- 4 契約金額 11,916,168円
- 5 契約日 令和4年4月1日
- 6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社キズキ	1,032	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

(1) 評価基準

別紙のとおり

(2) 評価委員会開催経過

委員会開催日時 及び開催場所	令和4年2月17日 午後1時30分～午後3時00分 磯子区役所3階302会議室
主な発言内容	・応募の状況について ・評価基準について ・提案内容のヒアリング ・提案書及びヒアリングを踏まえた評価及び結果の確認 等
評価委員の 出席状況	6名中6名出席
事務局	磯子区こども家庭支援課

8 問い合わせ先

磯子区こども家庭支援課

TEL : 045-750-2476

FAX : 045-750-2540

E-mail : is-gakkorenkei@city.yokohama.jp

磯子区寄り添い型生活支援事業業務委託 評価基準

1 評価方法

- (1) 提案書の様式4から様式9について、ヒアリングの結果も踏まえて評価します。
- (2) 評価は、「提案書評価指標」の各項目の「評価の基準」をもとに5段階で判定し、評価欄にそれぞれの配点を記入します。

判定	配点
特に優れている	5
優れている	4
普通	3
劣っている	2
特に劣っている	1

※「5 管理運営体制」のワークライフバランスに関する取組の評価項目については、その取組の有無を加点するものであり、優劣を判断する項目ではないため、配点は1点になります。

- (3) 評価委員の評価点を合計し、その集計結果により受託候補者を特定します。ただし、提案書評価表における項目1から4において、全評価委員の総計がそれぞれの項目の配点の60%を基準点とし、1項目でも基準点を下回った場合には、失格とします。

項目	配点 (A)	満点(B)※ (B=A×6人)	基準点(C)※ (C=B×0.6)
【1 業務実施方針等】			
1 提案者の概要・事業実績	35	210	126
2 業務実施方針			
【2 業務実施内容と実施手法】	130	780	468
3 業務実施内容と実施手法			
【3 業務実施体制】	30	180	108
4 業務実施体制			
【4 業務実施上の管理運営体制等】	30	180	108
5 管理運営体制			
6 収支予算			

※満点及び基準点は、委員の欠席状況により変わる場合があります。

磯子区寄り添い型生活支援事業 評価委員会 評価指標

【評価基準表】

関連様式	No.	評価項目	評価の基準	係数	上限配点	比率
1 提案者の概要・事業実績					15	7%
4	1.1 1.2	提案者の概要、実績、信頼性及び安定性	本事業を委託する上で、児童福祉、青少年自立支援及び健全育成関連の活動実績並びに行政からの受託事業等から、十分に信頼できることが見込まれるか。	3	15	
2 業務実施方針					20	9%
5-1	2.1アイ	現状の理解、課題認識	本事業による支援を必要とする小学生等及びその保護者が置かれた生活の現状や子育てに係る課題及びニーズを的確かつ十分に理解しているか。	2	10	
5-2	2.2アイ	事業の実施方針	本事業の実施方針や実施方針を踏まえた事業運営の考え方が、具体的で適切であるか。	2	10	
3 業務実施内容と実施手法					130	58%
6-1	3.1ア	生活習慣の把握	個々の利用者に応じた生活習慣の把握方法が具体的で適切であるか。	3	15	
6-1	3.1イ	生活支援プログラムの有効性	基本的な生活習慣を身につけるための支援プログラムが、具体的で適切であるか。	3	15	
6-2	3.1ウ	生活支援プログラムの有効性	個々の利用者に応じた支援の実施や達成状況の確認方法が具体的で適切であるか。	3	15	
6-2	3.1エ	学習支援プログラムの有効性	基本的な学習習慣を身につけるための支援プログラムが、具体的で適切であるか。	3	15	
6-2	3.1オ	学習支援プログラムの有効性	個々の利用者に応じた学習支援の実施について、進行管理や達成状況の確認方法が具体的で適切であるか。	3	15	
6-3	3.2ア	安心して過ごせる居場所の提供について	個々の利用者が安心して過ごせる居場所を提供するために必要なこと及びその取組が具体的で適切であるか。	3	15	
6-3	3.2イ	安心して過ごせる居場所の提供について	児童へのスタッフによる身体的、心理的及び性的虐待等の不祥事を防止するために必要なこと及びその取組が具体的で適切であるか。	2	10	
6-3	3.2ウ	安心して過ごせる居場所の提供について	利用者のプライバシーの配慮についての取組内容が適切であるか。	3	15	
6-3	3.3	保護者支援の取組	保護者に対する相談支援について、取組内容が適切であるか。	3	15	
4 業務実施体制					30	13%
7-1	4.1アイウ	職員の確保や配置	従事職員の人材確保や配置の考え方について、具体的で適切であるか。	1	5	
7-2	4.2アイウ	職員の役割と業務	従事職員の役割や業務について、具体的で適切であるか。	1	5	
7-3	4.3	職員の教育・研修	従事職員に対する教育、研修の計画について具体的で適切であるか。	2	10	
	4.4	個人情報の取扱い	個人情報の取扱いに関する考え方、情報の管理方法、従事職員への研修の内容が、具体的で適切であるか。	2	10	
5 管理運営体制					25	11%
8-1	5.1アイ	区や学校等関係機関との連携	区役所や学校等関係機関との連携・情報共有の考え方や方法が適切であるか。	1	5	
8-1	5.1ウ	利用者からの苦情処理体制	利用者の意見、要望の把握、苦情等の対応方法が適切であるか。	2	10	
8-2	5.1エ	事故等の防止体制	事故等の防止に関する考え方や具体的な取組内容について適切であるか。	1	5	
-	-	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)		1	1	
-	-	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満のみ加算)		1	1	
-	-	次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又はよこはまグッドバランス賞の認定の取得		1	1	
-	-	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		1	1	
-	-	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)		1	1	
6 収支予算					5	2%
9		収支予算の妥当性	事業予算は、業務内容や業務実施上の管理運営体制に対して適切な金額であるか。	1	5	
合計					225	100%